

株式交換方式による企業結合の 会計処理の特徴と問題点

金 田 堅 太 郎

目 次

- I はじめに
- II 株式交換方式による企業結合の会計処理方法
 - (1) 企業結合会計のもとでの会計処理方法
 - (2) わが国商法に基づく会計処理方法
- III 株式交換方式による企業結合の事例
 - (1) INAX トステム・ホールディングスの事例
 - (2) ニチハとニチハマテックス（旧三井木材工業）の事例
- IV むすび

I は じ め に

1999年（平成11年）の商法改正によって株式交換制度が導入されてから、すでに4年あまりが経過している。この間、株式交換制度は、同時に導入された株式移転制度とともに、純粹持株会社の設立や企業組織の再編成を迅速かつ容易に実施しうる会社法上の手段として、数多くの事例で適用されてきている。

株式交換は、「一方の既存の会社の株主が有する株式の全部が他方の会社に移転して他方の会社が完全親会社となる行為¹⁾」であると定義されている。すなわち、ある会社が自社の新株を別の会社の株主に対して発行し、代わりにその会社の株式を取得することを通じて、同社を完全子会社にする取引であり、その会社が既存の子会社でない場合には、これを買収の一手段として利用することができ、

また、ある会社が既存の子会社である場合には、当該既存の子会社を完全子会社化する手段として利用することができる。

株式交換の会計処理上のポイントは、株式交換によって親会社が取得する子会社株式の評価と株式交換によって増加する親会社の資本の部の処理にあるものと考えられる。これらは、株式交換がそれまで子会社ではなかった会社を子会社化するために利用される場合と、既存の子会社の完全子会社化のために利用される場合とでは異なるように思われる。それまで子会社ではなかった会社を子会社化するために行われる株式交換は、後述するようにアングロサクソン系諸国の企業結合会計基準における企業結合に該当する取引であり、逆に、既存の子会社の完全子会社化のために行われる株式交換は企業結合には該当しない取引である。企業結合会計基準のもとでは、企業結合に該当するかないかによって、その会計処理が大きく異なったものになる²⁾。わが国では、企業結合という考え方が存在していないので、それまで子会社ではなかった会社を子会社化するための株式交換の会計処理と、既存の子会社の完全子会社化のための株式交換の会計処理とが区別されておらず、多様な会計処理が可能となっている。

これら2つのタイプの株式交換のうち、会計処理上、重要な論点を有するのは、前者の、それまで子会社ではなかった会社を子会社化するための株式交換であるように思われる。これは一種の子会社取得（買収）であるから、株式交換以外の方法によって子会社取得を行った場合の会計処理との整合性を保つために、その会計処理に買収価額（子会社の取得価額）を反映させることなどが必要になると考えられるからである。

そこで、本稿では、株式交換のうち、企業結合に該当するもの、すなわちそれまで子会社ではなかった会社を子会社化するための株式交換を取り上げ、その会計処理の特徴と問題点を検討することにした。

Ⅱ 株式交換方式による企業結合の会計処理方法

(1) 企業結合会計のもとでの会計処理方法

周知のように、アメリカ、イギリスをはじめとするアングロサクソン系諸国の会計基準および国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards ; IFRS）のもとでは、合併、子会社取得等の会計処理は、企業結合会計のもとに包摂されている。株式交換も子会社取得のための一つの手段であるので、その会計処理は、企業結合会計基準にしたがって行われることになる。

すでに述べたように、株式交換という用語は、わが国商法上の手続をさす用語であるが、上記の企業結合会計基準のもとでは、株式交換という用語が用いられているわけではない³⁾。企業結合会計基準において、株式交換は、合併と一括りにされて、「資本持分の交換を通じて行われる企業結合（business combination effected through an exchange of equity interests）⁴⁾」、「株式持分の交換の結果として行われる結合（combinations that resulted from exchanges of stock interests）⁵⁾」などと位置づけられており、また、会計学の主要テキストでも、企業結合会計の箇所では「現金以外の対価が用いられる（non-cash consideration is involved）取引⁶⁾」などの用語を用いて説明されている。このように、企業結合会計のもとでは、株式交換は、子会社株式の取得のために、現金ではなく、株式を発行する取引であると捉えられていると考えるよいものと思われる。

株式交換も含めて、合併、子会社取得等の全てが企業結合会計の対象となるわけではない。企業結合会計の対象は、「企業集団の外部の企業が連結会社に取得されたり、企業集団の外部の企業が連結会社に合併される⁷⁾」事象に限られ、「共通の支配下にある実体間における純資産の移転または資本持分の交換⁸⁾」は企業結合会計の対象ではないとされている。すなわち、株式交換でいえば、取得

企業からみて、交換前には親子会社関係が存在しなかった企業間で行われる株式交換だけが企業結合会計の対象であり、交換前から親子会社関係にあった企業間で行われる株式交換、すなわち、自社の子会社を完全子会社にするための株式交換は企業結合会計の対象ではないということである。

従来、株式交換も含めた企業結合の会計処理方法には、パーチェス法と持分プーリング法があったが、2001年6月に財務会計基準に関するステートメント (Statement of Financial Accounting Standards ; SFAS) 141が公表されて以来、アメリカでは持分プーリング法が廃止され、パーチェス法に一本化されている。アメリカ以外の諸国の会計基準やIFRSでは、持分プーリング法の適用が認められているが、今後、持分プーリング法を廃止する方向性が強くなっていく⁹⁾ものと考えられることから、本稿でも、以下、パーチェス法を前提に企業結合会計における株式交換の会計処理方法について検討することにしたい。

パーチェス法によって、株式交換を会計処理する場合のポイントは、親会社による子会社の取得のための原価がいくらであったのかを明らかにすることにあると考えられる。パーチェス法は、その名が示しているように、企業結合取引を「他の企業の資産または資本株式 (equity shares) のいずれかを購入¹⁰⁾」する取引であるとみなす考え方である。すなわち、株式交換を含む子会社取得の場合であれば、親会社の子会社を購入したと考えるわけである。通常の購入取引の場合、対価として現金が買い手から売り手に引き渡される。そこでは、対価として支払われる現金の額が、当該取引において当事者間で合意に至った取引価格を示しており、また、その金額が買い手の受け入れる資産の取得原価となる。企業結合の場合にも同様に、買い手企業（親会社）が引き渡した対価が、子会社取得のための原価となる。このようなことから、パーチェス法は取得原価主義会計と首尾一貫していると評されることが多い¹¹⁾。

株式交換の場合に問題となるのは、この取引における対価が何であるかという

ことである。株式交換の場合は、子会社株式取得の対価として引き渡されるのは、現金ではなく、親会社の株式（自己株式の引き渡しではなく、新株の発行である）である。企業結合会計基準のもとでは、対価の性質にかかわらず同一の会計処理がなされる¹²⁾ので、対価としての株式の引渡しを、現金の引渡しと同様の取引とみなした上で会計処理がなされることになる。果たしてどのような会計処理をすれば、株式の引渡しと現金の引渡しと同じ会計処理をすることになるのだろうか。

この点について、以下、数値例を用いて検討することにしたい。

<数値例 1 >

P社は、株式交換によりS社株式の100%を取得し、S社を子会社とした。P社は、株式交換にあたり、新株100株を発行した。株式交換日におけるS社の財政状態は次のとおりであった。なお、株式交換日におけるP社株式の公正価値（時価）は、一株90百万円であった。

ケース① (単位：百万円)

S社貸借対照表（株式交換日）—簿価

諸資産	10,000	諸負債	5,000
		資本金	5,000
	10,000		10,000

ケース② (単位：百万円)

S社貸借対照表（株式交換日）—公正価値（のれんを含まない）

諸資産	12,000	諸負債	5,000
		資本金	7,000
	12,000		12,000

ケース③ (単位：百万円)

S社貸借対照表（株式交換日）—公正価値（のれんを含む）

諸資産	12,000	諸負債	5,000
のれん	1,000	資本金	8,000
	13,000		13,000

まず、通常の現金による資産購入取引の場合、対価として引き渡された現金の額がそのまま購入資産の原価となるので、会計上、特段問題は生じない。例えば、ある機械設備を現金100万円で購入した取引の場合、その仕訳は次のようになる。

（単位：百万円）

（借） 機械設備 （ 100 ） （貸） 現 金 （ 100 ）

この取引と同じように、上記の数値例1の株式交換を会計処理するにはどうすればよいのであろうか。この点について、SFAS141は、子会社株式の原価を「引き渡した対価の公正価値または取得した資産（または純資産）の公正価値のうち、より明確に決定しうる方¹³⁾」の金額で測定するよう規定している。

SFAS141に従う場合、もし、引き渡した対価の公正価値（時価）によって子会社株式の原価を測定するのであれば、次の仕訳に示すように、その公正価値の総額である9,000百万円（100株×一株あたり公正価値（時価）90百万円）をそのまま取得する子会社株式の原価とすることになる（なお、貸方は新株発行を示すものとして資本金の増加とし、その全額を資本金に組み入れ、資本剰余金は計上しないものとする）。

（引き渡した対価の公正価値による場合）

（単位：百万円）

（借） S社株式 （ 9,000 ） （貸） 資 本 金 （ 9,000 ）

一方、取得した資産（または純資産）の公正価値によって測定する場合、数値例に示したケース②とケース③とで次のように異なる会計処理が行われる可能性があるように思われる（株式交換において取得する資産はS社株式であるが、その公正価値はS社純資産の公正価値をベースに測定することになると考えられる。なお、ケース①からは純資産の簿価しか分からないので除外する）。

（取得した資産（または純資産）の公正価値による場合）

ケース② (単位：百万円)
 (借) S社株式 (7,000) (貸) 資本金 (7,000)

ケース③ (単位：百万円)
 (借) S社株式 (8,000) (貸) 資本金 (8,000)

ケース②とケース③の違いはS社純資産の公正価値の測定にあたってのれんを加味しているかどうかにあるが、いずれにせよこれらのケースの場合、子会社(S社)の純資産をどのように評価するかによって、子会社株式(S社株式)の取得原価が変わってくるところにポイントがあるように思われる。

ケース②およびケース③の場合、親会社が評価した子会社の純資産額が、当該企業結合取引における取引価額を正しく反映しているのかどうかという点が問題になるように思われる。いずれのケースでも会計処理に反映されているのは、親会社による評価額であり、それらが当事者間で合意された取引価額であるという保証がないからである。とくに問題となるのはのれんの評価額であり、ケース②のようにのれんを計上しないか、逆にケース③のように計上するのかによって結合後の会計数値に大きな影響が及ぶことになる。さらに、ケース③のようにのれんを計上するとしても、その金額を合理的に決定することは極めて困難であり、恣意的な金額決定がなされる懸念があるばかりでなく、かかるのれんが自己創設のれんなのではないかとする疑問¹⁴⁾が生じる点も無視できないように思われる。

株式交換方式による場合、当事者間で合意された取引価額は、金額表示されるわけではなく、株式の交換比率という形で示される。もし、会計処理に、かかる取引価額を反映させようとするならば、親会社による恣意的な評価額ではなく、株式の交換比率から推定される取引価額を用いるほうが望ましいとも考えられる。

この点に関連して、SFAS141では、「市場で取引されている証券の公正価値は、一般に、被取得企業の公正価値よりも、より明確に決定しうる¹⁵⁾」として、少な

くとも親会社の株式が市場において取引されている場合には、引き渡した対価である親会社株式の公正価値によって子会社株式の取得原価を測定することを推奨している。会計学の主要テキストにおいても、「取得企業が、ある企業を購入するために負債を引き受けるかまたは持分証券（equity securities）を発行する場合には、非貨幣取引において通常そうであるのと同じように、その公正なる市場価額がコストの測定のために用いられる¹⁶⁾」とされており、子会社株式の原価の測定にあたっては、親会社が発行した株式の公正価値によることがいわば暗黙の前提とされている。このことから、企業結合会計における株式交換の会計処理においては、親会社が発行する株式の公正価値で子会社株式を計上する処理が一般的であるといつてよいものと思われる。

（2） わが国商法に基づく会計処理方法

次に、わが国商法に基づく会計処理方法について検討してみたい。株式交換の会計処理方法に関する商法の規定のポイントは、株式交換に伴って増加する完全親会社の資本金額の決定と、同じく増加する資本準備金（株式交換差益）の金額の決定にあるように思われる。また、資本金および資本準備金の増加と同時に認識される完全子会社の株式の評価方法もポイントの一つである。ただし、完全子会社の株式の評価額は、増加する資本金および資本準備金の金額と同一であるので、資本金および資本準備金の増加額の決定と、完全子会社の株式の評価とは表裏の関係にあるといえるように思われる。

まず、株式交換に伴って増加する完全親会社の資本金であるが、これは株式交換日に完全子会社に現存する純資産額に、完全子会社の発行済株式総数に占める完全親会社に移転する株式の割合を乗じた額から、完全子会社となる会社の株主に支払った金銭の額（株式交換交付金）および代用自己株式の額を差し引いた金額であるとされている¹⁷⁾（商法第357条）。次に、資本準備金として扱われる株式

交換差益は、株式交換に伴って増加する資本の額のうち、資本金に組み入れなかった金額とされている（商法第288条ノ2第1項第2号）。ここで、株式交換に伴って増加する資本の部の金額のうち、資本金に組み入れなければならない額については、商法上、特に規定はなく、完全子会社となる会社の純資産のうちの株式交換によって移転する株式割合相当額から、株式交換交付金と代用自己株式の額を引いた残額の範囲内であればいくらでもよいとされている¹⁸⁾。

商法の規定を整理すると、株式交換にあたって完全親会社は、新株発行を行い、資本金の増加を認識するわけであるが、そのさい、資本金の金額は、株式交換交付金と代用自己株式を控除した後の、完全子会社の純資産の金額がこれに当たるとされ、その全額を資本金に組み込まなかった場合には、残額を株式交換差益とするということになる。なお、本稿では、以下、株式交換交付金と代用自己株式はないものと仮定して議論を進めることにする。

商法の規定は、完全親会社の増加する資本金および株式交換差益の金額の上限を、完全子会社の純資産としているが、この純資産が簿価なのか、公正価値（時価）なのかという問題が生じるように思われる。しかし、この点についての明文規定はない。仮に、どちらであっても差し支えないというのであれば、わが国商法のもとでも、企業結合会計におけるパーチェス法のように完全子会社の純資産の公正価値（時価）に基づいて完全親会社の資本増加を認識することもできるし、持分プーリング法のように完全子会社の純資産の簿価に基づいて完全親会社の資本増加額を認識することもできることになると思われる。また、完全子会社の純資産額が、完全親会社の増加する資本の額の上限というのであるから、時価と簿価の中間（例えば、土地などの一部の項目のみを時価評価する）の金額を完全親会社の資本増加額とすることもありうるといえるように思われる。

この点についての商法学者の見解としては、例えば、「株式交換をするために決算貸借対照表とは別に貸借対照表を作成する場合、合併等の場合と同様に、た

例えば資産を評価替えして評価益を計上するなどした貸借対照表を作成できるかは問題である。適正な比率の算定のためにはこれを禁止すべきではないが、法は会社債権者保護手続を用意しておらず、立法論としては、再考の余地がある¹⁹⁾」とする見解がある一方、商法は「株式交換を合併類似の組織法的行為と構成しており、合併の際の会計処理についての議論がおおむね妥当する…（中略）…評価替えを行い…（中略）…作成された特殊貸借対照表に基づいて算定された純資産額²⁰⁾」によることも可能であるとする見解もあり、一様ではない。

また、完全子会社の純資産の時価といった場合、そこにのれんが含まれるのかどうかという点も問題となりうるように思われるが、これについても明文規定はない。商法が資産の計上または評価に関して財産的価値を重視してのれんの計上範囲を限定していること²¹⁾、および少なくとも自己創設のれんの計上を禁じている²²⁾ ことなどを考え合わせると、のれんも含めて時価評価をした後の完全子会社純資産を基礎に完全親会社の資本の部の増加額を決定することは許容されないと解釈する余地もあろうが、条文上はそうすることも可能である²³⁾。

以上の点を、数値例を用いて整理すると、次のとおりである。

<数値例 2>

ケース①		(単位：百万円)	
完全子会社貸借対照表（株式交換日）一簿価			
諸資産	10,000	諸負債	5,000
		資本金	5,000
	10,000		10,000

株式交換方式による企業結合の会計処理の特徴と問題点（金田）

ケース②		（単位：百万円）	
完全子会社貸借対照表（株式交換日）—公正価値（のれんを含まない）			
諸資産	12,000	諸負債	5,000
		資本金	7,000
	12,000		12,000
ケース③		（単位：百万円）	
完全子会社貸借対照表（株式交換日）—公正価値（のれんを含む）			
諸資産	12,000	諸負債	5,000
のれん	1,000	資本金	8,000
	13,000		13,000

完全親会社は、株式交換にあたって新株130株を発行し、発行価額の2分の1を資本金に組み入れるものとする。株式交換交付金、代用自己株式はないものとする。また、株式交換前に親子会社関係はなかったものとする。

ケース①は、商法が規定する完全子会社の純資産を、その簿価としたケースである。この場合、完全親会社は、株式交換に伴って増加する自社の資本の部の金額を、子会社の純資産の簿価とすることになるので、株式交換の仕訳は次のようになる。

（単位：百万円）			
（借）	完全子会社株式	（貸）	資本金
	5,000		2,500
			株式交換差益
			2,500

ケース①では、この株式交換を完全親会社による完全子会社の買収という視点で見た場合の買収価額は、5,000百万円ということになると思われる。買収価額といった場合、例えば、現金による買収の場合には、当該現金支払額がそのまま買収価額になるが、株式交換などのように株式を対価とする場合には、その発行した株式の価額、すなわち資本の部の増加額を買収価額とみなすより他ないと思われるからである。

ケース②の場合、完全親会社は次のような仕訳を行うことになり、この場合の買収価額は、7,000百万円ということになる。

（単位：百万円）

（借） 完全子会社株式（ 7,000 ）	（貸） 資 本 金（ 3,500 ）
	株式交換差益（ 3,500 ）

同様に、ケース③の場合、完全親会社は次のような仕訳を行うことになり、この場合の買収価額は、8,000百万円ということになる。

（単位：百万円）

（借） 完全子会社株式（ 8,000 ）	（貸） 資 本 金（ 4,000 ）
	株式交換差益（ 4,000 ）

すでに述べたように、商法の規定を表面的に解釈する限り、上記3つのいずれの会計処理も可能であるように思われる。それでは、上記3つの会計処理のうち、どれが理論的にみて一番適切なものであろうか。通常、株式交換も含めたM&Aを実施する場合、そこでの買収価額は、決算貸借対照表に示される両社の簿価のみではなく、その純資産の時価評価額や、のれんなども含めて決定されるであろう²⁴⁾。しかも、その場合ののれんには、自己創設部分も含まれ、さらにその構成要素はブランドその他のインタンジブルズに分解された上で、買収価額の決定に用いられることになる²⁵⁾。そうであるならば、ケース①およびケース②の会計処理方法では、買収価額の決定にあたって考慮されたであろう要素がほとんど反映されないことになるように思われる。

その点、ケース③の会計処理には、買収価額の決定にあたって考慮されたであろう要素を反映させることが可能であるというメリットがある。しかし、その場合、増加する完全親会社の資本の部の金額の正当性は、どのような形で保証されるのであろうか。企業結合会計のもとでの処理もそうであったが、この金額には、完全親会社が一方的に決定しうる金額であるという問題点があるように思われる。

買収価額が、当事者間の買収交渉の中で金額表示されるのであれば、かかる金額を反映させることで問題の多くは解決されるであろうが、実際には買収価額が金額表示されるとは限らないからである。

そうであるならば、ケース③における完全子会社純資産の時価評価額やのれん等の評価額は、ある程度、完全親会社が任意に決定することが可能であるともいえるように思われる。少なくとも、その金額を、監査人も含めた外部の第三者がどこまで保証しうるのかには疑問が残るといえるように思われる。

Ⅲ 株式交換方式による企業結合の事例

わが国では、1999年に株式交換制度が導入されて以降、2002年4月までの間に、親会社ベースで合計44件の株式交換が行われている²⁶⁾。その全ての当事会社の有価証券報告書を調査したところ、株式交換前に当事会社がすでに親子会社関係にあった事例がその大半を占めており、株式交換前に当事会社が親子会社関係になかった事例、すなわち企業結合に該当する事例は、INAX トステム・ホールディングスと INAX の事例およびニチハとニチハマテックス（旧三井木材工業）の事例のわずか2件しかなかった²⁷⁾。このことは、株式交換制度は既存の子会社を完全子会社化するために活用されるケースがほとんどであることを示しているといつてよいものと思われる。

以下、本稿では、企業結合に該当する上記2つの事例を取り上げ、その会計処理の特徴と問題点を検討することにした。

(1) INAX トステム・ホールディングスの事例

INAX トステム・ホールディングス社（以下、「INAX トステム」という）は、2001年10月1日に設立された純粋持株会社であり、その傘下にトステム社および

INAX 社をはじめとする子会社を有している。同社の有価証券報告書、ホームページ上で公開されているアニュアル・レポート、IR 情報その他の情報によると、「INAX トステム」が設立されるまでの経緯は、まずトステム社が2001年10月1日に商号を「INAX トステム・ホールディングス」へと変更し、その上でほぼ全ての事業とそれに関連する諸資産、諸負債を、新たに設立した「新トステム社（区別のために、以下、2001年9月30日までのトステム社を「旧トステム社」とよぶことにする）」に会社分割の方法によって移転し、さらにその後の2001年10月21日に、「INAX トステム」が、INAX 社を株式交換方式によって完全子会社化した形になっている。

本稿において、「INAX トステム」の設立を企業結合と捉える場合のポイントは、「INAX トステム」と INAX 社との間で行われた株式交換にある。この株式交換は、形式的には、「INAX トステム」と INAX 社との間で行われた企業結合であるが、「INAX トステム」は、結合直前の段階では、「旧トステム社」が純粹持株会社に組織変更したものに過ぎないことから、実質的には、「旧トステム社」による INAX 社の取得であるとみてよいように思われる。

ここで、取得会社である「旧トステム社」と INAX 社には、結合前に資本関係は存在しておらず、したがって、両社は親子会社関係にはなかったため、この株式交換は企業結合であるといえる。

まず、この株式交換に関する事項のうち、会計処理に関係する部分を整理して示すと、次の表1のとおりである²⁸⁾。

表1に基づいて、「INAX トステム」が株式交換にさいして行った会計処理を推定してみると、次のようになる。まず、株式交換によって増加する資本金および資本準備金がそれぞれ4,894百万円、137,433百万円である（これらの金額は、「INAX トステム」の有価証券報告書の注記に示されている金額である）ので、株式交換によって取得した INAX 社株式の取得原価は、これらの合計である

株式交換方式による企業結合の会計処理の特徴と問題点（金田）

[表1]

- (1) 株式交換実施日：2001年10月21日
 (2) 株式交換比率：INAX 社株式 1 株に対して、「INAX トステム」株式0.424株
 (3) 「INAX トステム」が INAX 社株主に対して発行する株式数：97,887,015株（額面50円）
 (4) 株式交換前日における INAX 社の貸借対照表は次のとおりである。

INAX 社貸借対照表（2001年10月20日）（単位：百万円）

諸資産	260,604	諸負債	80,759
		株主資本	179,845
	260,604		260,604

- (5) 株式交換後（連結開始時）における INAX 社の資産・負債の状況

INAX 社の資産・負債（2001年10月21日）（単位：百万円）

流動資産	142,800		
固定資産	117,804	（合計）	260,604
流動負債	59,166		
固定負債	21,592	（合計）	80,759
	（正味財産）		179,845

- (6) 株式交換によって増加する「INAX トステム」の資本金：4,894百万円。
 (7) 株式交換によって増加する「INAX トステム」の資本準備金：137,433百万円。

142,327百万円であると推定される。また、ここで増加する資本準備金とは、株式交換差益のことである。したがって、この株式交換の会計処理を仕訳で示すと、次のようになるものと思われる。

「INAX トステム」が実際に行った仕訳（推定）—株式交換		（単位：百万円）	
（借） INAX 社株式	（ 142,327 ）	（貸） 資 本 金	（ 4,894 ）
		株式交換差益	（ 137,433 ）

この仕訳において、まず、増加する資本金額は、株式交換にさいして「INAX トステム」が発行する株式数に額面金額50円を乗じることによって計算されてい

るようである²⁹⁾。この場合、すでに述べたように、資本金と株式交換差益の合計額がINAX社株式の取得原価ということになるが、問題は、この金額がどのように決定されたのかである。

資本金と株式交換差益の合計額が142,327百万円であるところから、これを発行株式数で除すると、発行価額が一株あたり1,403円（小数点以下切り上げ）であることが分かる。この発行価額が妥当であるのかどうかを判断することはできないが、参考までに株式交換の実施が公表された2001年4月3日から、株式交換実施前日までの「INAX トステム」株式の一株あたりの時価の平均³⁰⁾である1,915円と比較してみると、株式交換にさいして発行された株式は、約27%割引発行³¹⁾されていることが分かる。総額ベースでみると、株式交換にさいして発行された株式の発行価額総額が142,327百万円であるのに対し、その時価総額は、187,453百万円であり、45,126百万円だけ割引発行されている計算になる。

第Ⅱ節（1）で検討したパーチェス法によって会計処理をした場合、この時価総額である187,453百万円が貸方に資本金および株式交換差益の合計金額として計上されていたはずである。したがって、パーチェス法によった場合の仕訳は、次のようになるものと思われる（資本金は額面総額として計算する）。

（パーチェス法によった場合の仕訳—株式交換）		（単位：百万円）
（借） INAX 社株式	（ 187,453 ）	（貸） 資 本 金
		（ 4,894 ）
		株式交換差益
		（ 182,559 ）

実際に、「INAX トステム」が行ったと推定される仕訳と、パーチェス法によった場合の仕訳を比較してみると、INAX社株式の取得原価がパーチェス法によった場合のほうが、45,126百万円だけ大きくなっている。INAX社株式の取得原価は、連結財務諸表を作成するさいの資本連結手続において、INAX社の資本と相殺消去されるので、パーチェス法によった場合、45,126百万円だけ連結調整勘定が大きく計算される³²⁾ことになると考えられる。

次に、株式交換時点における INAX 社の財政状態との対比の観点から、この株式交換の会計処理の特徴を考えてみたい。まず、株式交換時点における INAX 社の貸借対照表上の株主資本（純資産）は、179,845百万円である（表1、(4) および (5) を参照）。一方、「INAX トステム」による INAX 社取得の対価、すなわち、「INAX トステム」が発行した株式の発行価額に発行株式数を乗じた金額は、142,327百万円である。このことから、「INAX トステム」は、INAX 社を、その純資産の簿価よりも小さい金額で取得したことがわかる。ここで、もしパーチェス法を適用していた場合には、「INAX トステム」による INAX 社取得の対価は、発行株式の時価総額である187,453百万円であると推定されることから、純資産の簿価よりもやや高い金額で取得していたことになる。

「INAX トステム」が実際に行った仕訳とパーチェス法によった場合の仕訳との違いは、以下に示す資本連結手続において、よりはっきりと表れるように思われる。ここでは、表1の(5)に示した「株式交換後（連結開始時）における INAX 社の資産・負債の状況」の数値を用いることにするが、この数値は表1の(4)「株式交換前日における INAX 社の貸借対照表」の数値と一致している。果たして「INAX トステム」がこの数値でそのまま資本連結手続を行ったのか否か（すなわち、資本連結手続にさいして INAX 社の資産・負債の評価替えを行わなかったのか否か）は不明であるが、ここではこの数値によって投資額と INAX 社資本とを相殺消去して示すことにする。なお、INAX 社は完全子会社であるので、少数株主持分は存在しない。

（「INAX トステム」が実際に行った仕訳（推定）—資本連結手続）	（単位：百万円）
（借） INAX 社純資産（ 179,845 ）	（貸） INAX 社株式（ 142,327 ）
	連結調整勘定（ 37,518 ）

(パーチェス法によった場合の仕訳—資本連結手続)		(単位：百万円)
(借)	INAX 社純資産 (179,845)	(貸) INAX 社株式 (187,453)
	連結調整勘定 (7,608)	

この2つの仕訳を比較すると、「INAX トステム」が実際に行った仕訳では、連結調整勘定が貸方に生じているのに対し、パーチェス法によった場合には借方に生じていることが分かる。この違いは非常に大きなものである。連結調整勘定が借方に生じるのか、貸方に生じるのかによって、取得後の連結ベースの損益に非常に大きな影響が及ぶからである。また、上記2つの仕訳は、いずれも INAX 社の資本を簿価で評価したとする仮定に立つものであるが、「INAX トステム」が実際に行った仕訳では、仮に INAX 社の資本が簿価よりも大きかった場合には、貸方に生じた連結調整勘定の金額はさらに大きくなることになるので、パーチェス法によった場合との差異はさらに大きくなるものと考えられる³³⁾。

これらの差異が生じたのは、増加する資本金および資本準備金の金額の決定方法が異なっていたからに他ならない。この金額の決定いかんによって、INAX 社株式の取得原価が左右され、ひいては連結調整勘定のお金額などが左右されるわけである。第Ⅱ節で検討したように、株式交換の会計処理方法には、受入純資産の公正価値を用いる方法と、発行した株式の公正価値を用いる方法とがあるが、果たして「INAX トステム」はどちらの方法を用いたのであろうか。

この点について検討してみると、まず、少なくとも後者の方法を用いたわけではないように思われる。なぜならば、もし、後者の方法を用いたならば、株式交換にさいして発行した株式の一株あたり発行価額が、「INAX トステム」株式の一株あたり公正価値に近似するはずであるが、すでに述べたように、両者が近似していないからである。それでは前者の方法を用いたのかといえば、それも疑問である。仮に前者の方法によったとする場合、「INAX トステム」は、INAX 社の純資産の公正価値を142,327百万円と評価したことになるが、この金額は

INAX社の純資産簿価を下回っているからである。欠損会社でもないINAX社の純資産の公正価値が、その簿価を下回るとするのは現実的ではないように思われる。むしろこの場合、INAX社の簿価をベースに、若干の項目を評価替え（下方修正）したと考える方が自然であるように思われる。

（2）ニチハとニチハマテックス（旧三井木材工業）の事例

当該事例は、2001年（平成13年）10月1日にニチハと旧三井木材工業との間で行われたものである。株式交換前には、両社は親子会社関係にはなく、その意味で、当該事例は企業結合に該当する株式交換であるといえる。株式交換後に、旧三井木材工業は、ニチハマテックスへと社名変更し、同社はニチハの完全子会社となっている。

まず、先の事例におけるのと同様に、この株式交換に関する事項のうち、会計処理に関係する部分を整理して示すと、次の表2のとおりである。

表2に基づいて、ニチハが株式交換にさいして行った会計処理を推定してみると、次のようになる。まず、株式交換によって増加する資本金および資本準備金がそれぞれ209百万円、3,674百万円であるので、株式交換によって取得したニチハマテックス株式の取得原価は、これらの合計である3,883百万円であると推定される。そこで、この株式交換の会計処理を仕訳で示すと、次のようになるものと思われる。

（ニチハが実際に行った仕訳（推定）—株式交換）		（単位：百万円）
（借）	ニチハマテックス株式（ 3,883 ）	（貸） 資 本 金 （ 209 ）
		株式交換差益 （ 3,674 ）

この仕訳において、まず、増加する資本金額の決定は、株式交換にさいしてニチハが発行する株式数4,194,127株に額面金額50円を乗じることによって計算されている³⁴⁾。株式交換差益の金額は、ニチハの有価証券報告書に示されている金

[表 2]

- (1) 株式交換実施日：2001年10月1日
- (2) 株式交換比率：ニチハマテックス株式0.12株に対して、ニチハ株式1株
- (3) ニチハがニチハマテックス株主に対して発行する株式数：4,194,127株（額面50円）
- (4) ニチハは、株式交換前にニチハマテックス株式6,000,000株を投資有価証券として保有していた。この投資有価証券、ニチハが株式交換にさいして発行した株式数および株式交換比率から逆算してニチハマテックスの発行済株式総数を計算すると、40,951,058株である。
- (5) 株式交換前直近（2001年3月31日）のニチハマテックスの貸借対照表は次のとおりである。

ニチハマテックス貸借対照表（2001年3月31日）（単位：百万円）

諸資産	52,481	諸負債	51,789
欠損金	4,090	資本金	4,782
	56,571		56,571

（※旧三井木材工業の同期の決算によると、資本金が4,782百万円であるのに対し、株主資本は692百万円であり、差額である4,090百万円だけ欠損金（未処理損失）がある）

- (6) 株式交換後（連結開始時）におけるニチハマテックスの資産・負債の状況。

ニチハマテックスの資産・負債（2001年10月1日）（単位：百万円）

流動資産	16,722		
固定資産	10,545	（合計）	27,267
流動負債	17,957		
固定負債	4,527	（合計）	22,484
		（正味財産）	4,783

- (7) 株式交換後直近（2002年3月31日）のニチハマテックスの貸借対照表は次のとおりである。

ニチハマテックス貸借対照表（2002年3月31日）（単位：百万円）

諸資産	14,899	諸負債	10,956
		資本の部	3,942
	14,899		14,899

（※資本の部には欠損金845百万円が含まれている）

- (8) 株式交換によって増加するニチハの資本金：209百万円。
- (9) 株式交換によって増加するニチハの資本準備金：3,674百万円。

額である。株式交換においては、資本金と株式交換差益の合計額が子会社株式（すなわち、ニチハマテックス株式）の取得原価ということになるが、問題は、この金額がどのように決定されたのかである。同社の有価証券報告書によると、株式交換によって「増加すべき当社の資本準備金の額は、株式交換日に三井木材工業株式会社に現存する純資産額に、三井木材工業株式会社の発行済株式総数に対する株式交換により当社に移転する株式数の割合を乗じた額から増加する資本金の額を控除した金額」とされている。この文言から、商法の規定に従った形で増加する資本金および資本準備金の金額が計算されたことが分かる。ただし、後述するように「三井木材工業株式会社に現存する純資産額」の部分が簿価であるのか時価であるのかは不明である。

次に、先の事例と同様に、この株式交換をパーチェス法によって処理した場合の会計処理との比較の観点から検討してみると、次のとおりである。まず、資本金と株式交換差益の合計額が3,883百万円であるところから、これを発行株式数で除すると、発行価額が一株あたり926円（小数点以下切り上げ）であることが分かる。この一株あたり発行価額と株式交換契約締結日（2001年5月22日）³⁵⁾から株式交換実施前日（2001年9月30日）までのニチハ株式の一株あたりの時価の平均³⁶⁾である1,067円とを比較してみると、株式交換にさいして発行された株式は、約13%割引発行³⁷⁾されていることが分かる。総額ベースで見ると、株式交換にさいして発行された株式の発行価額総額が3,883百万円であるのに対し、その時価総額は、4,475百万円であり、592百万円だけ割引発行されている計算になる。

パーチェス法によって会計処理をした場合、この時価総額である4,475百万円が貸方に資本金および株式交換差益の合計金額として計上されていたはずである。したがって、パーチェス法によった場合の仕訳は次のようになるものと思われる（資本金は額面総額として計算する）。

（パーチェス法によった場合の仕訳—株式交換）		（単位：百万円）
（借）ニチハマテックス社株式	（ 4,475 ）	（貸）資本金
		（ 209 ）
		株式交換差益
		（ 4,266 ）

実際に、ニチハが行ったと推定される仕訳とパーチェス法によった場合の仕訳とを比較してみると、ニチハマテックス株式の取得原価がパーチェス法によった場合のほうが、592百万円だけ大きくなっている。「INAX トステム」の事例でもそうであったが、ニチハマテックス社株式の取得原価は、連結財務諸表を作成するさいの資本連結手続においてニチハマテックスの資本と相殺消去されるので、パーチェス法によった場合、592百万円だけ連結調整勘定が大きく計算されることになると考えられる。

次に、実際の資本金と資本準備金の合計額である3,383百万円を算定する根拠とされた「三井木材工業株式会社に現存する純資産額」について検討することにしたい。まず、この事例では、株式交換実施日である2001年10月1日現在の財務諸表が公表されていないために、純資産額の簿価を把握することができない。そのため、株式交換実施日前後の財務諸表その他の情報を用いて、実際の金額である3,383百万円の意味を推定するより他ない。かかる推定に用いることができると考えられる情報としては、株式交換前直近の決算日である2001年3月31日現在の貸借対照表（表2の（5））、株式交換後（連結開始時）におけるニチハマテックスの資産・負債の状況における純資産額（表2の（6））および株式交換後最初の決算日である2002年3月31日現在の貸借対照表（表2の（7））の3つがある。このうち、2つめの表2の（6）の数値は、時期的には株式交換実施日である2001年10月1日現在のものではあるが、これは貸借対照表ではないので、そこでの数値が時価なのか簿価なのかが不明である。3つめの表2の（7）の貸借対照表は、親会社であるニチハの2002年3月期の有価証券報告書にその他の情報として収録されていたニチハマテックス（旧三井木材工業）の連結貸借対照表である。ただ

し、連結貸借対照表とはいっても、この会計期間中にニチハマテックスは、子会社株式の売却および子会社との合併（ただし無増資合併である）によって子会社を手放しているため、実質的にはニチハマテックスの個別貸借対照表であるといえる。以下、この3つの情報を用いて推定してみると、次のようになる。

まず、ニチハマテックスの株式交換前直近の決算期の財政状態（表2の(5)）との対比の観点から、この株式交換の会計処理の特徴を考えてみる³⁸⁾と、この貸借対照表上の純資産（株主資本）は、692百万円である。これに、株式交換前からニチハが保有していたニチハマテックス株を加味して、今回の株式交換によって移転した部分を計算すると約590百万円³⁹⁾である。仮にニチハが、ニチハマテックスの純資産をこの金額か、またはこれに近似する金額で評価していたとするならば、実際のニチハマテックス取得の対価、すなわち、ニチハが発行した株式の発行価額に発行株式数を乗じた金額である3,883百万円はあまりにも大きすぎて現実的ではないように思われる。

表2の(6)に示した「株式交換後（連結開始時）におけるニチハマテックスの資産・負債の状況」における純資産（正味財産）との対比で考えるとどうなるであろうか。この場合、純資産が4,783百万円であり、上と同様に株式交換前にニチハが保有していたニチハマテックス株を加味すると約4,082百万円⁴⁰⁾であり、実際のニチハマテックス取得の対価、すなわち、ニチハが発行した株式の発行価額に発行株式数を乗じた金額である3,883百万円と近似している。仮にこの推定が正しいとすれば、ニチハはニチハマテックスの評価額よりもやや低い金額でニチハマテックスを取得したことになる。

表2の(7)に示した株式交換後直近の財政状態との対比で考えると、資本の部（純資産）の金額が3,942百万円であり、上と同様の計算式によって株式交換前にニチハが保有していたニチハマテックス株を加味すると約3,363百万円であ

る。この金額は、ニチハが発行した株式の発行価額に発行株式数を乗じた3,883百万円と近似している。

表2の(5)の純資産額が、ニチハの株式交換による資本金および資本準備金の増加額の合計と大きく異なっていることから、ニチハマテックスによる子会社株式の売却および子会社との合併は、株式交換実施前に行われている可能性が高いように思われる。また、ニチハが資本金および資本準備金の増加額の決定に用いた表2の(6)の金額が、時点は異なるものの簿価である(7)の純資産額に比較的近いことから、あくまでも推定の域は出ないものの、表2の(6)の数値が簿価かまたはそれに近い金額である可能性が高く、したがってニチハはニチハマテックスをその簿価に近い金額で評価していた可能性が高いように思われる。

最後に、表2の(6)の数値によった場合の資本連結手続についても検討すると、次のとおりである。

(ニチハが実際に行った仕訳(推定)一資本連結手続)		(単位:百万円)
(借) ニチハマテックス純資産	(4,082)	(貸) ニチハマテックス株式
		連結調整勘定 (199)

(パーチェス法によった場合の仕訳一資本連結手続)		(単位:百万円)
(借) ニチハマテックス純資産	(4,082)	(貸) ニチハマテックス株式
		連結調整勘定 (393)

「INAX トステム」の事例におけるのと同様に、この事例でも、実際の仕訳とパーチェス法によった場合とで、連結調整勘定が貸借逆に生じている。

IV む す び

以上、本稿では、企業結合に該当する株式交換の会計処理について、これをパーチェス法によった場合およびわが国商法規定によった場合に分けて検討した。ま

た、わが国における2つの事例を取り上げ、その会計処理について検討を加えた。

繰り返し述べたように、株式交換の会計処理のポイントは、株式交換によって増加する資本金と資本準備金（株式交換差益）の金額をどのように決定するかにあるように思われる。また、この点は、取得する子会社株式の評価方法と表裏の関係にあるといえる。

株式交換も企業結合の一種である以上、子会社取得をめぐる交渉において当事者間で合意に達した買収価額をできるかぎり反映させることが必要であると考えられる。そもそも、株式交換において当事者間で合意に達した買収価額を推定できるとすれば、それは株式交換比率またはその決定根拠を通じてであり、実際の株式交換比率は、少なくとも株主に対しては公表が義務付けられており⁴¹⁾、また、算定根拠についてもIRその他の手段を通じて公表されることがある⁴²⁾。しかし、仮に株式交換比率が合理的に算定されたとしても、それが会計処理上の買収価額、すなわち株式交換の場合には資本金および資本準備金の金額の決定に直ちに結びつかない点が問題となる。仮に、株式交換比率を決定するさいに当事者間で合意に達した単一の買収価額が存在し、株式交換比率がその買収価額をベースに決定されているのであれば、その買収価額をもって親会社の増加する資本金および資本準備金の額とするのも一法であるかもしれない。しかし、現実に単一の金額として買収価額が示されるとは限らないし、その公表もとくに義務付けられてはいない。

そこで、考えられる方法としては、パーチェス法のように、発行する株式の時価総額をもって増加する資本金および資本準備金の金額とするか、それともわが国商法のように子会社の純資産を簿価も含めた何らかの方法で評価し、かかる評価額をもって増加する資本金および資本準備金の金額とするかの2通りの方法がある。しかし、どちらかの方法が必ずしも他方に比べて優れているということはなく、いずれの方法についても問題点があるように思われる。

前者の方法については、株式交換比率の決定にあたって親会社の株式の時価にかなりのウエイトがおかれていた場合には、買収価額の近似値を示す可能性があるが、株式交換比率の決定は必ずしも親会社の株式の時価にばかりウエイトをおいてなされるとは限らないので、それが買収価額の近似値とはならない可能性も高いという問題があるように思われる。

一方、後者の方法による場合、親会社が子会社純資産の評価を行うことになるが、そこでの子会社純資産の評価方法に特に定まった方法がないために、誰が評価するかによって株式交換後の会計数値が大きく左右されるばかりではなく、その会計数値の保証の問題や企業間比較を損なうなどの問題を引き起こしかねないように思われる。さらに、本稿で取り上げた2つの事例では、「INAX トステム」は、子会社純資産をその簿価に近似する数値で評価した上で増加する資本金および資本準備金の金額を決定しており、ニチハも断定はできないが、簿価に近似する金額をベースに増加する資本金および資本準備金の金額を決定している可能性があった。これらのケースのように簿価をベースに株式交換の会計処理をする場合には、当事者間の交渉による買収価額が会計処理にほとんど反映されないという問題があるように思われる。

株式交換はもとより、現物出資や合併など、対価として株式の発行を伴う取引の会計処理には、どのように増加する資本金および資本準備金の金額を決定するかの問題がついてまわるように思われる⁴³⁾。これらの問題を解決するために、わが国においても、現行商法規定をカバーする何らかのフレームワークを定める必要があるように思われる。そのさいには、企業結合会計のパーチェス法を参照するのも一法であると思われるが、それとは別に、会計処理上で利用できるだけの客観性を兼ね備えた企業評価モデルを形成し、かかる評価モデルに基づいて算定された金額を買収価額として増加する資本金および資本準備金の金額とする方法を考えるのが有用であるように思われる⁴⁴⁾。これらの点を今後の課題としたい。

[注]

- 1) 広瀬義州『財務会計<第3版>』中央経済社、2002年、356ページ。
- 2) 本稿では、企業結合に該当しない株式交換については検討の対象外とするが、その会計処理のポイントのみを述べれば、結合当事会社の簿価をベースに子会社株式の取得原価および親会社の資本の部の会計処理がなされることになる。この点について言及する GAAP としては、アメリカの AICPA Accounting interpretations 26, *Accounting interpretations of APB opinion No.16*などがある。
- 3) 会社法にはわが国の株式交換に相当する制度が存在している。例えば、カリフォルニア会社法のもとでは、合併をはじめとする会社組織の再編成 (reorganization) の一手法として、交換による再編成 (exchange reorganization) の制度がある (*California Corporations Code*, §1200)。
- 4) Financial Accounting Standards Board (FASB), *Statement of Financial Accounting Standards No.141, Business Combinations*, FASB, 2001, par.17.
- 5) Arthur R. Wyatt, *Accounting Research Study No.5, A Critical Study of Accounting for Business Combinations*, AICPA, 1963, p.11.
- 6) R. J. Huefner, et. al., *Advanced Financial Accounting, Eighth Edition*, Dame, p.13 (Chapter 1).
- 7) 広瀬義州、前掲注 (1)、539ページ。
- 8) FASB, *op. cit. supra* note (4), par.11.
- 9) IFRS など他の会計基準も SFAS141に追随するとみる見解は多くみられる。例えば、広瀬義州、前掲注 (1)、541ページ。なお、IASB は、持分プーリング法の廃止を中心課題とする IFRS 公開草案第3号「企業結合」を2002年12月に公表している。
- 10) R. J. Huefner, et. al., *op. cit. supra* note (6), p.7 (Chapter 1).
- 11) *Ibid.*, p.11 (Chapter 1).
- 12) FASB, *op. cit. supra* note (4), par.10.
- 13) *Ibid.*, par.6.
- 14) 買入のれんは、「買収価額（または投資額）が被取得企業の受入純資産の公正価値を上回る」部分であり（広瀬義州「企業結合会計の論点と課題」（『税経通信』第55巻9号、2000年7月、57ページ）、すなわち差額概念であるが、この場合ののれんは差額概念ではなく、単に親会社が評価しているに過ぎないからである。なお、株式交換の仕訳自体にのれんが関係してくることはないが、企業集団としての連結財務諸表を作成するさいに、こののれんが連結調整勘定として連結財務諸表上に計上されることになる。
- 15) FASB, *op. cit. supra* note (4), par.22.

- 16) R. J. Huefner, et. al., *op. cit. supra* note (6), p.7 (Chapter 1).
- 17) 従来は、最低限、額面金額に株式数を乗じた額を資本金に組み入れなければならなかったが、平成14年商法改正によって、額面株式が廃止されているので、資本金の金額の最低額の規定はない。
- 18) 神田秀樹『会社法第二版』弘文堂、2002年、280ページ。
- 19) 同上。
- 20) 弥永真生『商法計算規定と企業会計』中央経済社、2000年、191ページ。
- 21) 商法上は、のれんの担保価値などが問題にされることが多い。例えば、酒巻俊雄・志村治美編『会社法[新版]』青林書院、1998年、191ページ。
- 22) 周知のように、平成14年改正前の商法では、明文をもって自己創設のれんの計上を禁じていた（旧商法第285条ノ7）。改正後は当該条文が法務省令に移管されたが、現段階で法務省令（商法施行規則）が改正されていない。なお、平成14年11月に公表された改正案では、その計上が禁じられている（第33条）。
- 23) この点について、商法学者の中には、「株式交換はその本質からみて現物出資的性質も有するのであるから、少なくとも、完全子会社となる会社の株式が株式交換前において市場性（市場価格）を有していた場合には、算定された純資産額に完全子会社となる会社の発行済株式総数に対する株式交換により完全親会社とする会社に移転する株式の数の割合を乗じた額が完全子会社となる会社の株式交換日における時価に株式交換により完全親会社とする会社に移転する株式の数を乗じて得た額をこえることはできない」とする見解をとる者もある（弥永真生、前掲注（20）、193ページ）。
- 24) 買収価額の決定については、北地達明・鳥野仁『M&A 入門』日本経済出版社、1999年、113-148ページなどで詳述されている。
- 25) 自己創設ブランドに関して、経済産業省の報告書では、買収価額の合理的な算定に利用することを前提にそのオン・バランス化が提唱されている（経済産業省『ブランド価値評価研究会報告書』2002年、IV-2-2）。
- 26) 株式交換の件数および企業名は、中西敏和「企業組織再編の手法とその対応 [上]」（『旬刊商事法務』第1626号、2002年4月15日）、32ページによった。
- 27) 調査対象事例のうち、川崎汽船と太平洋海運の事例は、親会社と関係会社の関係であったが、親子会社関係ではないため、本稿では調査対象外とした。
- 28) 表1の数値その他の情報は、INAX トステムの決算短信および同社の有価証券報告書によっている。
- 29) 平成14年の商法改正によって、額面株式は廃止されている（旧商法第199条が削除されている）が、当該株式交換は、2001（平成13年）年10月に実施されているので、改正商法の適用を受けない。なお、計算にあたっては、百万円未満を切り捨てている。
- 30) 取引日の関係上、4月2日から10月19日までの数値で計算している。数値は、各

日の終値の平均である。

- 31) 計算式は、 $(1,915-1,403)/1,915 \times 100\% = 26.73629$ （小数点以下四捨五入）である。
- 32) 連結調整勘定が貸方に生じているケースでは、貸方の連結調整勘定を減少させた上で、なお残余がある場合に、連結調整勘定が大きく計算されることになる。
- 33) もっとも、INAX社の純資産を公正価値で評価した場合、パーチェス法によった場合の連結調整勘定は小さくなる。しかし、連結調整勘定償却や減価償却その他の費用化の手続きによって取得後の損益に及ぼされる影響という点で、両者の差は依然として大きいといえる。
- 34) 厳密には、209,706,350円であるが、すべて百万円単位で示している（以下、同じ）。
- 35) この事例において、株式交換を実施する旨の情報がいつごろから公表されたのかは不明であったので、株式交換契約締結日以降の時価を計算することにした。
- 36) 取引日の関係上、5月22日から9月28日までの数値で計算している。数値は、各日の終値の平均である。
- 37) 計算式は、 $(1,067-926)/1,067 \times 100\% = 13.21462$ （小数点以下四捨五入）である。
- 38) 2001年度中に行われた子会社株式の売却および子会社との合併の金額的な影響は非常に大きいものと考えられるが、これらの取引が2001年度中のどの時点で行われたのかわからないので、本稿では、表2の(5)ないし(7)の3つの情報に照らして推定を行っている。
- 39) 計算式は、 $692 \text{百万円} \times \frac{34,951,058 \text{株} (= \text{ニチハに移転する株式数})}{40,951,058 (= \text{ニチハマテックスの発行済株式総数})}$ である。ニチハに移転する株式数は、株式交換比率から逆算している（表2の(4)を参照）。なお、ニチハが株式交換前に保有していたニチハマテックス株6,000,000株というのは、2001年3月31日現在のものであるので、厳密には数値が異なっている可能性もある。
- 40) 計算式は、 $4,783 \text{百万円} \times \frac{34,951,058 \text{株} (= \text{ニチハに移転する株式数})}{40,951,058 (= \text{ニチハマテックスの発行済株式総数})}$ である。
- 41) 株式交換を実施するためには、当事会社は株式交換契約書を作成し、株主総会でその承認を得なければならないが、その株式交換契約書の記載事項の中に株式交換比率も含まれている（商法第353条第2項第2号および商法第354条第2項第2号）。
- 42) 「INAX トステム」の場合、監査法人トーマツと中央フィナンシャル・アンド・リスク・マネジメント・コンサルティング株式会社が行った算定結果を基礎にして、交換比率を決定している。そのさい、前者は、市場株価法に重点を置き、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）と時価純資産法を加味し、後者は、

市場株価平均法を中心とし、修正簿価純資産法、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）を加味して交換比率を決定したとされている。以上のことは、平成13年4月3日にINAX社とトステム株式会社の取締役社長が連名で公表した「共同持株会社設立に関するお知らせ」という文書で明らかにされており、また、当該文書は「INAXトステム」のホームページ上で公開されている。

- 43) 合併についての同様の問題については、拙稿「わが国における合併会計の現状と企業結合会計の導入問題—最近10年間の統計分析および事例分析を中心に—」（『商学研究科紀要』＜早稲田大学大学院商学研究科＞第53号、2001年11月）、51-63ページを参照されたい。
- 44) 経済産業省・ブランド価値評価研究会報告書では、M&Aにおける適正な買収価額を算定することを可能にする一つの方法として、自己創設ブランドのオン・バランス化が提唱されており、また、これに対応できるだけの貨幣額による客観的なブランド価値評価モデルが提示されている（経済産業省・ブランド価値評価研究会、前掲注（25）、IV-4）。これはブランドに関するモデルであるが、このモデルにおける基本コンセプトは、株式交換にあたって適正な買収価額を会計処理に反映させるための企業評価モデルを考える場合に援用できるように思われる。